

令和元年度第2回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年1月9日(木)
午前10時から午前11時5分まで
- 2 開催場所 宇都宮市役所 議会棟 第2委員会室
- 3 出席者
会長 A
委員 B
C
D
E
事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本日は、防犯カメラによる個人情報の収集に係る諮問案件1件について御審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行はA会長にお願いいたします。

(2) 審議

会長 それでは、審議に入りたいと思います。

本日の諮問案件は、次第にありますとおり、令和元年度諮問第2号宇都宮市公立保育所(9園)及び宇都宮市子ども発達センターに設置する防犯カメラによる個人情報の収集についてであります。

まずは、実施機関から御説明をいただき、質疑応答等を経た上で審議に入りたいと思いますので、実施機関に入室していただくようお願いします。

[実施機関(保育課・子ども発達センター)入室]

会長 それでは、最初に、所属と名前をお願いいたします。

[実施機関(保育課・子ども発達センター)自己紹介]

会長 それでは、諮問の内容について御説明をお願いいたします。

[実施機関（保育課・子ども発達センター） 諮問内容説明]

- 会 長 実施機関からの説明は終わりました。
- 委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。
- C委員 資料の6ページの「(5)イ 画像等の管理方法」において公立保育所等の事務室に録画装置を設置すると記載されており、画像表示装置や録画装置は、施錠した室内で管理するといった施錠等についての記載はありませんが、実際には施錠等についてはどのようにするのでしょうか。
- 実施機関 保育園の事務室は、職員が常時出入りをするところですので、中に入るときには、特に施錠というのはしてはおりません。
- ただし、事務室内の園長の席のすぐ裏手や脇などに録画装置を設置し、利用に当たっては、パスワード等を入力しないと開けないというような装置を予定しているため、他の者が容易にアクセスすることはできないような仕組みとなっております。
- C委員 管理方法は分かりましたが、個人情報を保護するという観点からすると、先ほど説明頂いた内容で担保されているということが、資料においても記載されている必要があると感じました。
- 実施機関 はい。
- B委員 今回のC委員からの質問に関連しますが、事務室内にモニターは設置されるのでしょうか。
- 画像を確認するにはモニターが必要になると思いますが、先ほどのお話しですと、パスワード等を入力するということでしたので、撮影中はモニター等で常時表示されている状態なのか、それともパスワードを入力しないと表示されないような状態なのか、どちらなのでしょう。
- 実施機関 モニターを設置する予定はありませんので、何かあった場合に、都度、画像を確認する予定です。
- 会 長 普段は、画像を使用しないということですね。
- 実施機関 はい。
- 普段画像は見ません。
- 会 長 分かりました。
- B委員 そうしますと、何か事件・事故が発生した時、事後的に画像にアクセスして、

事務室とは別の場所で再生をして確認するという運用を予定しているという理解で良いでしょうか。

実施機関 はい。

E委員 資料の2(1)アにおいて、保育所においては乳児等を保育しているため、避難に時間を要するとのことでしたので、不審者が侵入したことをいち早く発見するには、事務室内でモニターを見る必要があるということで先ほど質問があったと思うのですが、モニターを設置しないとすると、防犯カメラの主な効果としては、犯罪の抑止力になるということでしょうか。

実施機関 抑止力に加えて、事件が発生した後に迅速な対応が可能となることが主な効果になります。

市内の小中学校において、防犯カメラのモニターが設置されており、小中学校では、授業と授業の間など、教職員は職員室にすることが多いと思いますが、保育所においては、保育時間中に事務室にいるのは、園長を含めた1、2名程度になります。

場合によっては、園長等も園内の見廻り等で事務室を不在にするなど、小中学校に比べて職員が事務室にいる時間が極端に少ないことから、モニターを設置して常時監視するという体制を取ることが難しい状況になります。

D委員 そうすると、不審者が侵入した際に、モニターを見て侵入を察知し、対応するということは、できないということでしょうか。

実施機関 はい。

D委員 小中学校は、確かモニターがありましたね。

E委員 昨年度、諮問があった図書館などもモニターがあったと思います。

D委員 そうすると、今回設置する防犯カメラの効果は、犯罪の抑止力と事件が発生した後の迅速な対応ということになるのですね。

E委員 私立保育所では、すでに防犯カメラを導入しているということでしたが、そちらもモニターは導入していないのでしょうか。

実施機関 私立保育所については、それぞれの園の判断でモニターを設置しているところもあり、本件のようにハードディスクあるいはSDカードで画像を保存するなど、様々な状況となっております。

国から、モニターを設置するようといった要請等は、今のところはありません。

ません。

D委員 今までは、どちらかというと公立が先んじて行い、後追いで民間が行うということが多かったと思います。

保育所については、補助金を受けて、民間保育所が先に防犯カメラを設置しているにもかかわらず、民間保育所において事件が発生しているようですが、そういった状況についてどのように考えているのでしょうか。

実施機関 まず、公立保育所の数が10園、民間保育所は大小合わせまして80園程度ありますので、数の問題があると思います。

また、民間保育所が先に導入してきたことについてですが、民間保育所への補助については、平成28年度に国から通知が出て、当該年度の後半に補正予算を組み、急遽補助金の導入を決めたという経緯がございましたが、公立については、国や県等の補助の対象ではなかったため、民間保育所への導入の経過、波及状況、効果などを見極めていた状況でした。

D委員 しかし、小中学校は何年も前に設置していますから、そういった小中学校への導入の経過等を見ていながら保育園への導入が遅れていたのは、補助金の問題ではないのではないのでしょうか。

実施機関 小中学校においては、リコーダーの窃盗などの事件が多発しており、そういった状況を踏まえて防犯カメラを導入しましたが、保育園につきましては、そういった事件等が発生していなかったことから、最近まで防犯カメラ導入の必要性について意識していなかったというのが正直なところです。

B委員 モニターを設置する予定がないことに関連する質問ですが、個人情報保護の観点からすると、モニターが無い方が保護されているという意味では良いのだと思います。

他方で、カメラが機械的に故障していないか、あるいは何者かがレンズ部分に何か被せて映らない状況になっていないかなどの確認は、モニターが無い場合、どのように確認する予定なのでしょうか。

実施機関 カメラを設置する場合、機械警備会社と委託契約を結び、機械警備会社において、カメラの機械的な不具合があったときに、カメラから機械警備会社に信号が送られ、その後機械警備会社から市に対して速やかに連絡がくるというシステムを考えております。

B委員 そのシステムですと、機械的な故障の際には、カメラから機械警備会社に信号が送られますが、例えば、カメラに布がかぶせられた場合などは把握できないと思います。

実施機関 そういった際には、現在も施設の管理責任者である園長に対して、朝夕など日常的に施設の点検を依頼しておりますので、併せてビデオカメラの確認を依頼することは可能だと思います。

常時の確認についても、園長や園長を補佐する保育主任に日常の保育の中で、いたずらなどをされていないか確認するよう、今後導入していく中で、維持管理の指導をしていく必要があると思います。

B委員 分かりました。

会長 他にいかがですか。

E委員 資料の6(5)イ画像等の管理方法に記載されている「装置の操作は、管理責任者が指定する者が行う。」という点についてですが、実際の操作は、犯罪行為等が発生した時や点検の時に操作を行うということでしょうか。

また、操作とは具体的にどのようなことを行うのでしょうか。

実施機関 何か異常があった際に、管理責任者が指定する者が、パスワードを入力し録画装置にアクセスします。

E委員 事件等が発生しなければ、操作しないということですね。

実施機関 はい。

D委員 モニターを設置する、しないの是非は検討したのでしょうか。

モニターを設置することで、リアルタイムに事件を察知できるというメリットもありますし、一方、個人情報保護の観点からすれば設置しないことによって個人情報が保護されるということもあります。

そういったことを踏まえて検討した結果、モニターを設置しないということになったのでしょうか。

実施機関 はい、そうです。

B委員 別の話になりますが、最近の防犯カメラは音声データも記録するものがありますが、今回設置予定のカメラは画像データのみ記録するものという理解で良いでしょうか。

実施機関 画像データのみを記録します。

E委員 公立保育園が防犯カメラを設置するということについては、昨年度から検討していたということですが、今回の設置が第1段階で、今後第2段階の設置を予定しているといった、長期的な今後の防犯カメラの設置方針はあるのでしょうか。

実施機関 検討の結果、今回諮問する設置箇所が適当だという結論に至ったものであり、今後第2段階で設置する予定はございません。

遠い将来を考えると、カメラの性能や社会状況、犯罪状況の変化によっては改めて検討する必要は出てくると思いますが、現状では、今回諮問する内容で十分だと考えております。

E委員 公立保育園以外にも、子どもを預かる施設として、認定こども園や小規模保育事業などがあると思いますが、そういった施設も含め、市としての防犯カメラの設置方針などを作成しているのかをお伺いしたかったのですが、今お答えいただいたのは、公立保育園における設置方針でしょうか。

実施機関 公立保育園の方針です。

E委員 市全体の設置方針はあるのでしょうか。

実施機関 国において、音声の録音やモニターの設置等のカメラの性能に関する細かい指示はございませんので、現状では、それぞれの施設において、設置する場所やカメラの性能を判断している状況になります。

国において基準等を示されていないことから、市としても、これまで特に設置基準は示しておりません。

D委員 保育課は、公立・私立を問わず市内の保育所を監督する権限において、一律の基準等を示す責任があるのではないのでしょうか。

そういった意味でE委員からも意見が出たのだと思います。

実施機関 保育所の指導監督については、保育課とは別の課が立入や監査等の権限を行使し、市内保育所の監督を行っています。

保育課においては、先ほどの民間保育所への防犯カメラの補助の際に、室内で子どもを保育しているところなど、出入り口以外に設置をしていないかなどを園に確認した上で補助を認めています。

その他の点については特段指針等が無いことから、保育課としては特に指導はしていません。

C委員 確認になりますが、宇都宮市のホームページにおいて、防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領が公表されていますが、基本的にはこの要領に従って設置され、要領に示された保存方法に従うということによいでしょうか。

実施機関 はい。

C委員 要領に基づき、保存期間を原則14日間としているのですね。

実施機関 はい。

C委員 個人情報保護という立場で作成されている要領ですので、防犯効果等に関することは記載されていませんが、この要領に従って設置を行うということでしょうか。

実施機関 はい、そうです。

E委員 この防犯カメラは、いつ設置するのでしょうか。

実施機関 次年度予算になりますので、来年度早々に設置したいと考えております。

E委員 予算要求中ということでしょうか。

実施機関 そうです。

E委員 ということは、予算は確定しているわけではないということですね。

ちなみに、モニターはいくらくらいで購入できるのでしょうか。

実施機関 モニターを設置する予定がありませんので、申し訳ございませんが、把握しておりません。

E委員 おそらくそれほど高額ではないでしょうね。

B委員 1万円もあれば、購入できるのではないのでしょうか。

E委員 分かりました。

会長 私から1点なのですが、資料の「5 防犯カメラ設置の考え方 (1) プライバシーへの十分な配慮」の記述について、色々なケースがあると思いますが、仮に保護者の方からお子さんのことが心配で映像が見たいといった要望が多発した場合、ケース・バイ・ケースでお見せすることはあり得るのでしょうか。

それとも、最初から一切保護者の方には映像を見せないという方針なのでしょうか。

実施機関 基本的には、事件等が発生しない限り、保護者には見せないということで、きちんと線を引いて遵守していきたいと思います。

会長 分かりました。

親族の方が保育園に迎えに来た場合は保護者に確認するという説明がありましたが、裏を返すと、職員の方々は、保護者の方の顔と名前は一致しているというということなのですね。

実施機関　　そうですね。

例えば、通常母親がお迎えに来ている家庭で、急きょ保育園への連絡なしで、保護者の友人がお迎えにくる場合については、その場で職員が身分証明書を確認し、母親に電話連絡をして、母親からの了解を得た上でお子さんをお返ししています。

また、朝の送迎の際に母親からお迎えについてのお話があった場合、母親から氏名を聞いておき、お迎えの時に身分証明書を確認し、お子さんをお返ししています。

会　長　　先ほど委員からの質問が集中した、防犯カメラの映像を事後的にチェックすることについても、犯罪等の抑止力としては大きいですね。

実施機関　　はい。

会　長　　それでは、これで質疑を終了したいと思います。

実施機関は退室してください。

[実施機関（保育課・子ども発達センター）退室]

会　長　　それでは、諮問第2号について審議したいと思います。

実施機関から説明がありましたが、委員の皆様の御意見はいかがでしょうか。

C委員　　防犯上の効果があるかという面と、個人情報保護の観点から保護されるかという面の両面があると思うのですが、今までの議論の中で、防犯上の効果があるのかという点が話題になりましたが、本審議会としてはその点をどのようにコメントするのかを考える必要があると思います。

あとは、その点はさておき、個人情報保護の観点から、画像や表示装置の管理が担保されているかをチェックすれば良いと思います。

本審議会の目的を踏まえると、防犯上の効果と個人情報保護について分けて考える必要があると思います。

個人情報保護の点については、ホームページに公開されている防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領の中で、画像の提供の制限や、保存期間、持

ち出しの禁止について定められているので、この要領に従って見たときに、今回の提案が適合しているのかチェックするのが良いと考えます。

会長 審議会の性格や目的を踏まえるとそのように考えることになりますね。
C委員 防犯カメラの表示装置がないということについては、B委員がおっしゃったように、個人情報保護の観点からすると、個人情報を見ることが出来ないということで安全ですが、設置要領からすると、表示装置及び保管装置は施錠される室内に設置すると記載されています。

その点について、本件はあいまいな部分があるので、先ほどの実施機関からの説明のように、保存装置は管理責任者の近くにあり、使用する場合にはパスワードが必要であることなど追記して、第三者が見ることが出来ないといったことを示す必要があると思います。

また、防犯上の効果に関しては、本審議会としてはどのようにコメントすべきでしょうか。

B委員 本件は、個人情報保護条例との関係では、第6条第3項の規定のうち、情報収集の制限の第6号が該当します。

この規定は、「前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聞いて特に必要があると認めたとき」となっていますが、この規定の解釈について、例外的に本人の同意なく、あるいは法令等に定めがなく個人情報を収集してよいかという議論だと思うのですね。

結論としては、私は今回の件は、特に必要があると認められる場合として許されてよいと思っています。

先ほどC委員がおっしゃった防犯上の効果がどうなのかという点と、個人情報保護との関係で許されるのかどうかについて、必要性和許容性ということだと思いますが、必要性という部分において、防犯効果については、一般的に防犯カメラが設置されると、抑止力としては相当程度のものがあるだろうというふうに思われます。

モニターが仮にあったとしても、それを常時監視しているということができないということであれば、機器の故障については通信によって警備会社のほうに信号が発せられるということの関係では一定担保されていますので、モニターがないとしても防犯カメラがあるというだけで犯罪を思いとどまる例は相当

あると思いますので、効果としては一定あると思います。

他方の許容性という部分において、個人情報保護との関係で言いますと、14日間で上書きされ、パスワードで管理し、また、ハードディスクに記録するので、SDカード等で簡単に持ち出せないこと、さらに、事務室については、閉園後などは施錠されるであろうということなどから、防犯上の一定の効果はあると考えられますし、許容性としての個人情報保護との関係でも一定の手当てがなされているので、妥当であると私自身は考えています。

会 長 資料の修正までは必要ではないということでしょうか。

B委員 資料の中で、常時監視が可能になるといった表現があり、モニターによる常時監視をするといった趣旨であると誤解を受けかねない記載となっておりますが、モニターがなくても防犯カメラで画像データを保存するというを常時監視というふうに言っていると解するならば、あえて書き直してもらうまでの必要性はないと私自身は思っています。

会 長 では、個人情報の収集を行うことが差し支えないかについては、委員の皆さんの考えを伺いたいと思います。

E委員 私もB委員がおっしゃったとおり、個人情報の観点からすると全く問題ないと思います。

ただ、先ほど、人的要因という話があったので、モニターがあった方がさらに抑止力、防犯効果はあるのかなと思ったところですが、確かに保育士さんは、常時、園児のところにおいて、あとは責任者が1名か2名事務室にいるだけとなると、今の人員配置からモニターの監視が難しいのであれば、現状はとりあえず、防犯カメラの抑止力に期待して、この諮問のとおり認めるということによろしいと思います。

会 長 分かりました。

D委員 今までの実績もあることから、私も皆さんと同意見です。

会 長 分かりました。

では、まずは、諮問第2号について、防犯カメラによる個人情報の収集を行うことについては、了承ということによろしいですね。

[「はい」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

それでは、C委員より問題提起いただいた資料の修正についてですが、具体的には、6ページ「(5)イ画像等の管理方法」の部分ということでよろしいでしょうか。

C委員 画像の管理方法について、このままの記述だと、運用要領を表現できているかが曖昧だと思います。

先ほど、管理責任者の園長又はセンター長が、録画装置の近くにおり、操作するに当たってはパスワードで管理されているので、誰かが見えないところで装置を破壊したり、盗むことはできない環境であると説明がありましたので、そういった記述を少し補ってもらう必要があると思います。

会 長 例えば、「装置の操作は、管理責任者が指定する者が行う」というのはいいとしても、その後にC委員がおっしゃったような趣旨で、少し追記してもらいたいということですね。

C委員 設置要領からすると、表示装置及び録画装置を設置する場所は、施錠ができる室内等で、実施機関の職員以外の者が見通せない場所に設置すると書いてあります。

「等」となっているので、施錠ができる個室を確保しなければならないとまでは記載されていませんが、個人情報の保護という点からすると、これらの装置が第三者に盗まれたりしにくい環境であるということを加えてもらう必要があると考えます。

会 長 何行も追記するというよりは、ポイントを押さえて記載していただく形でしょうか。

C委員 そうですね。

会 長 それでは、そのような記述を盛り込ませていただきますしょう。

事務局 資料を改めるというよりは、答申書ないし議事録の中で、実施機関からそのような説明が本日あったことを記録に残させていただいて、委員会としては了承するというような内容の答申にさせていただくという趣旨でよろしいでしょうか。

会 長 分かりました。

資料としては、審議会に提出されていることから、この資料自体を修正するのではなく、説明したことを記録に残すということですね。

事務局 そういった説明が本日の審議会の中であったということを記録の中で残し、それをもって、この委員会として承認したということではいかがでしょうか。

E委員 そうすると、実施機関を無視してここで決めてしまうことになるのではないのでしょうか。

事務局 先ほど実施機関から、パスワード等についての説明はあったと思います。

E委員 パスワードについては、説明受けているので了承していますが、録画装置が厳密に管理されているかということも含めて議論していると思ったのですが、その点については説明が無かったのではないのでしょうか。

事務局 その件に関しても、園長の席のすぐ横にあるというような説明があったと思います。

E委員 でも、園長はいないのですよね。

事務局 常時はいないということなのですが、園長の席のすぐ後ろに置くというような説明がありました。

それが了承できないということであれば、了承できないという答申をすることになるかと思います。

会 長 管理の物理的な方法についてということですね。

事務局 施錠がされていなくても園長の近くにあり、パスワードを入力しないと操作できないというような説明について、審議会として了承できるかどうかということだと思いました。

B委員 まず、事務室自体は、当然閉園時には施錠されるので、昼間の時間帯に施錠はしていないけれども、園長席などの近くに設置されていて、パスワードで管理されているから、他の者が勝手に操作はできないという設置状況でよいかという話だと思います。

C委員 先ほど、実施機関からそういった説明があったわけですね。

その後、運用の話になったときに、管理責任者がいない場合があるという話が出てきました。

E委員 モニターの関係の話になったときに、管理責任者が不在になる時間があると説明がありました。

会 長 管理責任者が不在になる時間があることが問題ですかね。

E委員 録画装置は見られないとしても、装置自体を持っていかれてしまうのではないかと思ったのです。

会 長 そういう捉え方もありますね。

E委員 日中、誰もいない部屋に物が置いてあるという状態で、大きさもそれほど大きくないとそういった危険もあると思います。

B委員 普通のものですと、菓子折りほどの大きさでしょうか。

E委員 そうですよ。

会 長 そういったおそれもありますね。

E委員 その装置自体が盗難等に遭わないように、例えば2人とも不在の時は、事務室を閉めてしまうという、おそらく他の保育士さんが来たときに入れなくなるので開けておくのだと思いますが、例えばロッカーで鍵が閉まる場所に置くなどの対策は、それほど費用をかけずにできるわけですよ。

B委員 そういう場合、パソコンなどでたまにやるのは、ワイヤーでどこかにロックしておくという方法ですね。

C委員 今回の場合、防災まで考えた物理的なセキュリティは考えなくてもいいのではないかと思います。

会 長 確かにそこまでは不要でしょうね。

事務局 答申の中で、機械自体の持ち去り等ができないような対策をとるべきだという意見を付記していただくという形ではいかがでしょうか。

会 長 そうですね。

皆さんはいかがでしょうか。

C委員 私も盗難防止までがコメントできれば、それと管理責任者が通常は事務室におり、パスワードがなければ操作できない状態になってるということであれば、今回はよいかと思います。

そういう説明がなされたことが記録に残れば良いと思います。

会 長 そうですね。

答申の中に、個人情報保護の観点から見て、盗難防止の対策が必要であると記載することは可能ですので、皆さんの合意がとれれば良いと思います。

記載する方向で答申書の案を作成し、皆さんに確認いただき、了解を得るという形にすることで良いでしょうか。

E委員 答申書に追記せず、審議会からそういった点に留意してほしいという意見があったというのを事務局から口頭で言ってもらおうという対応もあると思います。

会 長 その方がよい感じもしますね。

E委員 盗難防止についてまで答申書に記載するのは、少し違和感があります。

事務局 個人情報保護の観点では、もちろん盗難されることによって個人情報が侵害される可能性はありますので、そういう意味では審議会として意見を言うこと自体は問題ないかと思いますが、あえて答申の中に盛り込むほどのお話なのか、それとも口頭で伝えるかだと思います。

会長 議事録には残りますものね。

事務局 議事録にはもちろん残ります。

議事録に残させていただいて、実施機関には事務局から伝えさせていただくということも、もちろん可能ではあります。

E委員 私は、後者の対応で良いと思います。

会長 私もそう思います。

E委員 答申自体は、原案了承という形ですね。

会長 分かりました。

C委員 私もそうです。

会長 では、そのような形でよろしいですか。

[「はい、結構です」と言う人あり]

会長 ありがとうございます。

それでは、皆さんの御了解を得たということで、諮問第2号につきましてはそのような方向で答申することといたします。

答申につきましては、委員の御意向を踏まえて、会長一任ということで作成させていただいて、皆様には答申案を事務局から後日送付をするということでもよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会長 よろしく願いいたします。

それでは、そのような手順で進めたいと思います。

次第によりまして、次はその他となっておりますが、委員の皆様からその他で何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

会長 それでは、事務局から何かございますか。

事務局 本日の議事録についてですが、後日、準備ができ次第郵送させていただきます

ので、御確認をお願いいたします。

次回の審議会なのですが、3月の下旬に開催を考えておりますので、後日その日程についても調整の御連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 それでは、令和元年度第2回個人情報保護審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。